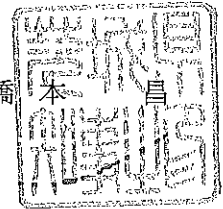


平成24年5月11日

NPO法人アサザ基金

代表理事 飯 島 博 殿

茨城県知事 橋 本 昌



霞ヶ浦・北浦の放射能対策に関する要望について (回答)

日頃より、県行政の推進につきまして、ご理解を賜り御礼申し上げます。

平成24年4月20日付けで提出された標記要望書について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 流入河川特に汚染度の高い土浦市内などの河川について、早急に湖への放射性物質の流入阻止に向けた具体的な対策として、河川底泥の吸着または凝固、臨時の堰の設置等を実施していただきたい。

【回答】

県管理河川につきましては、引き続き実施される環境省のモニタリング調査結果を注視し、放射性物質汚染対処特措法に基づき対応してまいります。 【土木部・河川課】

- 2 56本の全流入河川での放射性物質についての詳細な調査を行うために、市民モニタリングと連携する県の体制を整備していただきたい。

- 3 森林や農地を多く流域に有する河川については、流域内の支流や水路などでのモニタリングを実施し、泥さらいなどの除染作業をきめ細かく継続的に実施する体制を整備していただきたい。

【回答】(2・3共通)

霞ヶ浦流入河川の放射性物質調査につきましては、環境省が平成23年8月から実施した県内全域における調査の一環として行われており、霞ヶ浦の主要な流入河川において、河川水及び河底土等の調査が実施されております。

県といたしましては、環境省の継続的な調査に協力するとともに、調査地点について環境省と協議してまいります。 【生活環境部：環境対策課】

4 湖への流入阻止策を実施した河川については、今後の除染対策について研究機関等に具体的な対策方法や技術開発の依頼をお願いしたい。

【回答】

県管理河川につきましては、引き続き実施される環境省のモニタリング調査結果を注視し、放射性物質汚染対処特措法に基づき対応してまいります。 【土木部・河川課】

5 弊基金の要望を無視して、逆水門の閉鎖や水位上昇を実施した霞ヶ浦河川事務所に対して、茨城県から下記の申し入れをお願いしたい。

- ① 逆水門の放流回数を増やして湖水の滞留時間を減らし、流動性を増す管理を実施していただくこと。
- ② 湖内への放射性物質の蓄積を防止する措置をとっていただくこと。

【回答】

御要望があった件につきましては、再度、霞ヶ浦の管理者である国土交通省霞ヶ浦河川事務所に伝えております。 【企画部・水・土地計画課】

6 行政や研究機関などの縦割りを超えた「新しい公共」による流域ぐるみの放射性対策を実現するために、私たちが将来設置を検討中の協議会への参加をご検討いただきたい。

【回答】

国（環境省）では、平成23年8月に「放射性物質汚染対処特措法」を公布し、その基本方針において、「放射性物質による環境の汚染への対処に関して、国の責任において対策を講ずる」としたところであり、県など地方自治体は、国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たすことになっております。

【生活環境部：原子力安全対策課】